

協同労働は働き方・生き様であるが、 実に運動である

～21世紀協同組合の研究主題への提言～

岡安 喜三郎（協同総研 特任顧問）

（一）

協同総研の30年は、歴史的には激動の30年の渦中にあった。東西冷戦が「終了」し、アメリカ同時多発テロ、2つの大震災（阪神淡路、東日本）、アラブの春、日本の人口減少時代突入、そして今はCOVID-19パンデミックの渦中である。一方で長年の「協同労働の協同組合」法の制定運動が、労働者協同組合法として成就した画期的な時に30周年を迎えた。これが協同組合総体とっても新たな希望である。

私が「協同労働」に直接言及したのは2000年冒頭である。そのときはまだ大学生協連から籍が離れたばかりであったが、そもそもが、労働は生活の主要な部分であって、労働の場における労働者の居場所の問題に関心があった。「居場所」は“人格の尊重、および役割分担”から生まれるのではないかと綴った。そして要は、他律的役割分担から自律的役割分担へとすることが、雇用労働から協同労働を分ける際の実践的テーマであると続けていた。協同労働に関する表象的把握の第一歩であった。この把握はあまり変わってはいないが、それから20年経つと、協同労働運動という用語が一番私にフィットしてきた。その点を協同総研30年を経て改めて回顧し未来を見てみたい。

（二）

最初の10年、1990年代は日本の経済の崩壊と破綻の10年とも言える。前段(1989年)のベルリンの壁崩壊、バブル経済崩壊、ソビエト連邦崩壊などインパクトのある歴史的事実が続いた。90年代後半は様々な金融機関の破綻が相次いだ。そのために当時の政府は日本長期信用銀行に8兆円弱の税金を投入したが、投入後10億円で外国投資組合が買収するという、日本の金融当局や政府が機能しなかった状況が発生していた。21世紀に変わるころは「失われた十年」と言われたが、それが「失われた20年」「失われた30年」とも言われるようになった。

ここで最も失われたのは実に労働の尊厳であったことに留意したい。日本資本主義はその「生き残り」をかけて、日本型経営の転換、非正規雇用の増大を意図した。端的に言うと、80年代に経営陣が「雇用も賃金も守る」とした時代から、90年前後の「雇用か賃金か」を労働組合に迫る時代を経て、21世紀に入ると「雇用も賃金も守ることはしない」となった。

それを明確に宣言したのが、1995年5月に発表した当時の日経連報告書『新時代の「日本の経営」－挑戦すべき方向とその具体策』である。多くの経済学者も従来の日本型経営(終身雇用、年功序列、企業内福祉など)の非効率性をこの時とばかりに「研究発表」した。しかしその後の日本経済の一人当たりGDPや賃金の横這い、相対的位置の低下という推移を見ると、主体なき形式的欧米追従は見事な失敗であると見て取れる。日本の気候風土、文化に合う新しい経済体制が求められているのである。

ところで30年と言うと、気象平年値の計算スパンだそうで、10年ごとに移動平均が変更される。今年の5月19日から新しい数値を用いると気象庁から発表された。これによって新しい平年値は1991年から2020年の30年間の移動平均となった。まさに協同総研の30年に一致する(このこと自体にはなんら意味はないが)。年平均気温の新平年値は、旧平年値よりも全国的に摂氏0.1~0.5度程度高くなった。ということは、1980年代と2010年代とでは0.3~1.5度の差があるということになる。かなりの上昇である。温暖化というと二酸化炭素が槍玉に挙げられる。確かにそうだが、原発だってその原理(熱エネルギーの生成)からすれば放射能以外で温暖化には寄与している。この気温上昇は、異常気象の常態化(「50年に一度」の頻発化)をもたらす一方で、北極海の不可逆的水解が新航路を巡って各国の思惑が錯綜する事態を生んでいる。

この30年、日本経済の衰退とともに日本の政治も大きく変容し、そして劣化した。この根元は衆議院の「小選挙区制」の導入にあると思っている。ざっと述べると、55年体制(1955年から始まる与党統一自民党が最大野党統一社会党等に対して国会議員の3分の2を確保するか否かの「攻防」の体制~戦後昭和の象徴的政治体制)が、1993年の総選挙で自民党が半数を割る事態になって崩壊した。しかし、それは新しい選挙システム(「小選挙区制」~正確には小選挙区制比例代表並立制)の導入となり、相対多数による当選は「死に票(投票した有権者の意思が反映されない)」が半数を超えても、すなわち2、3割の得票数でも相対多数なら当選、全国的に見れば6、7割の当選者を生み出すこと、さらに一票の価値に格差をもたらし、主に大都市では地方の0.5票以下の価値しかない選挙区割り制度によって、日本の将来を左右する最も大切な国政選挙が、民意の反映ににくい仕組みになった。

民意の反映ににくい仕組みは、与党や政府に政治の劣化・腐敗を率先して許容している。選挙の公認権を武器にして首相を選ぶ議員を総裁(首相)が議員候補として選別することを可能にし(郵政選挙)、また官邸主導の官僚人事を導入し「もり・かけ・さくら」が指摘されても肝心の情報を秘匿し改変してはばからない。「金のかからない選挙」と銘打って導入された現行選挙制度でも汚い金が蠢(うごめ)いている。「権力は腐敗しがちである。絶対的権力は絶対的に腐敗する」(ジョン・アクトン)という文言を知っている方も多いであろう。今でもしばしば批判として引用されるが、懲りない面々は絶対的に消滅しないであろう。ということは、民主主義は常に破壊の嵐に晒されていると言わねばならない。我々は志を共にする人たちと協同する必要がある。

協同組合は経済行為を行う団体であるが、その運営は構成員である組合員の自治と民主主義を基盤として成り立っている共益団体である。そして協同労働は単に個人の働き方や生き様の問題に留まらず、前述したような民主主義を蔑(ないがし)ろにする政治・経済、労働の尊厳を踏みにじる労働政策や企業のあり方などに疑問を持ち、それを変えようとする人々(それが私たちであるのだが)が結集して、それを実現する運動として位置づくものである。それは未来を代表しようという自負がありつつも現状では少数派であることを自覚した、生活と地域に軸足を置いた社会への代案という位置から始まる社会運動である。

(三)

そのような視点を持って、今後の協同組合研究のパラダイムを協同労働を軸にして見てみよう。このことが、協同総研の研究主題の一つになると思われる。

21世紀の本格的な協同組合研究は、市民・庶民の協同の営みの総合的研究にある。まさに『協同の発見』である。その点では古い「ポリシェビキの大衆運動」とは一線を画している。その協同の営みを、既存の個別組織の枠内に当てはめようとすることでも、その裏返しである既存の個別組織の維持・発展を主眼目にするということでもない。その転換は協同組合研究そのものが生協、農協、森組など縦割り前提の研究と規模の経済性パラダイムから脱皮することから始まる。地域内の多様な協同組合存立という面展開研究、これに研究費が潤沢に出る現状ではないが、今後必要になることは確かである。

その上で、市民・庶民の協同の営みの総合的研究の必要要因は何か？ これを打ち立てることから、21世紀協同組合研究の再構築が見えてくる。

第1は、日本における協同組合研究の歴史的認識、そして国際的認識の問い直しである。別テーマであるが21世紀に入って、日本の歴史認識は様々に更新されている。明治政府などが歪めた江戸時代、幕末、明治維新の再評価、さらに戦後史などの再評価はダイナミックである。一方、協同組合の歴史研究パラダイム(日本、世界)は戦前を引きずり戦後も大きな変化がない。そもそも戦前日本の国際協同組合研究は、イギリス協同組合運動の主導権争いから生まれたCWS(ざっくり言えば「生協連合会」)の対労働者生産協同組合批判が源流である。そのウェップ夫人の著書が、イギリスの成功した協同組合運動として1921年に日本に紹介されたことで日本の協同組合研究の立ち位置が決まった。協同組合研究史では、これらを批判的に解明しなくてはならない。

第2は、生活と地域が軸の協同組合という実践と研究軸の確立である。協同組合研究の大きな流れは、一方ではウェップ夫人の著書をトレースした「資本主義下において流通を担う協同組合」(近藤康夫等)の流れを組んで、規模の経済性を第一義的に追求する協同組合運動が席卷している。実は世界的にも言えるところに根の深さがある。この麻薬は当分解消されないであろう。他方で、イタリアで精神病や精神疾患克服のために「自由こそ治療だ」

(バザーリア)を訴え、収監型をはじめとした精神科病院の廃止と社会的包摂の生活共同体(コムニタ)を協同組合手法で実現・解決する、1970年代後半から始まった運動が注目されている。社会的協同組合である。同時期、失業者の就労のための事業団運動が日本でも開始した。ワーカーズコープ運動である。共通しているのは“当事者が地域で共に生活する”という思いと実践である。これは協同組合運動の原点でもある。それを据えることで、「誰も置き去りにされない地域社会」を担う協同組合が現実化すると確信する。

第3は、人々の労働の営みを協同組合運営に位置付けない自称「協同組合」は未来の協同組合になり得ないことを自覚すべきである。端的に言えば、協同組合を流通事業としか位置づけないならばその労働者は流通労働者以上の位置づけは出せない。残念ながら事業の性格規定が労働の性格を規定するのである。同時に「わたし決める人、あなたやる人」では、そもそも自律的な協同労働にはならない。労働・労働者をどの様に位置付けているかは、全ての協同組合の責務である。それができないなら、労働者との関係では、すなわち事業性格としても、株式会社企業などとおなじことになる。

第4は、生まれ続ける協同組合という協同組合の運動思想の確立である。換言すれば、既存の協同組合に住民を加入させる運動からの脱皮である。協同組合には国際的なICA原則が存在している。これは協同組合を作った後の運営原則であることに批判的視点を持つべきだろう。第一原則の加入脱退の自由それ自身重要なことであるが、そもそも協同組合が、世代をまたがって新しい人・若い人たちによって作られる、生まれ続けること。この仕組みが生活と地域に根ざす協同組合運動を永続化させるのではないか。その点でのICA原則は運営の原則から運動の原則へと転換しなければならないであろう。

第5(最後)は、自立し連帯する協同組合、「小さな全体」組織論の実践的研究である。協同組合は地域に根ざす～当たり前のことだが、伝統的な協同組合が、「規模の経済」パラダイムを信奉し合併等を繰り返すことによって、経営の地域範囲と現実に住んでいる住民の共同体意識の範囲(小規模自治の範囲)に齟齬が生まれていることは多くの識者が指摘するところである。それを埋めるものとして「小さな協同」なる挑戦が協同組合学会等でも論議されているが、決定的に重要なのは、少なくとも“協同組合内の地域自治と連帯を統合する小さな全体”という組織論である。小さいけれども全体性を持つという組織論は決して「大きな協同」の補完物ではないことが明瞭となろう。

(四)

労働の営みを人間の本質問題と位置付ける協同労働はそこに集う労働者の人権を守り人格を尊重するという人間関係の総合性を基盤として成り立つものである。当然にも、それは地域の人たちとの人間関係にも広がる。そのことによって、協同組合はようやく、他組織との連帯を通じて、社会的経済および連帯経済の担い手へと進みうる。